

一定以上の土地売買は

契約後 2 週間以内に届け出を

国土利用計画法は、土地の投機的取り引きや地価の高騰を抑え、乱開発などを未然に防ぐために、一定以上の大規模な土地の取り引きには、届け出を義務づけています。

一定以上の土地の取り引きには届け出が必要です

一定面積以上の土地（市街化区域2,000平方メートル、市街化区域を除く都市計画区域5,000平方メートル、都市計画区域外の区域10,000平方メートル以上。日野町全域はこの区域）を越える土地の取り引きをした場合に届け出が義務づけられています。

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡など（これらの取り引きの予約である場合も含みます）をする場合に届け出が必要になります。

また、個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買主）が権利を取得する土地の合計が、一定以上となる場合（買いの一団）にも届け出が必要です。

契約締結後から 2 週間以内に届け出を

届け出は土地の取得者が、契約を締結した日から 2 週間以内に、土地のある市町村役場にしなければなりません。

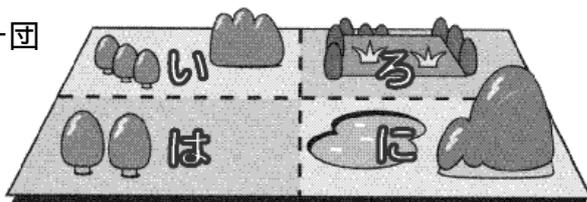
届け出事項は、契約当事者の氏名・住所、契約締結年月日、土地の所在・面積、土地に関する権利種別・内容、土地の利用目的、土地に関する権利の対価の額などです。

提出する書類は、届出書、契約書の写しまたはこれに代わる書類、土地の位置がわかる地形図、土地およびその付近の状況がわかる図面、土地の形状を明らかにした図面などです。

届け出をしないと法律で罰せられます

土地取り引きに係る契約をした日から 2 週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6 か月以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。

買いの一団



売る人（土地）

甲さん — (い)

乙さん — (る)

丙さん — (は)

丁さん — (に)

買う人
Aさん

(い + る + は + に) が取り引き規模（面積要件）の面積を越える場合は、届け出が必要です。

詳しくは役場企画振興課まで 電話 72 0332